

岐阜県土地改良事業測量作業規程の改正点について

農政部農地整備課

1 はじめに

農林水産省測量作業規程の改正（承認年月日平成 28 年 5 月 23 日付け承認番号国国地第 7 号）に伴い、測量法第 33 条に基づき、岐阜県土地改良事業測量作業規程の改正が必要となった。

2 主な改正内容について

① 「電子基準点のみを既知点とした基準点測量」の適用拡大（第 2 編第 2 章）

岐阜県土地改良事業測量作業規程（以下、「作業規程」とする。）では、1 級基準点測量のみで利用可能となっている電子基準点のみを既知点とする測量方法を 2 級基準点測量にも適用させた。また、4 級基準点測量において電子基準点のみを既知点として設置した基準点や電子基準点を既知点とする場合に、より効率的な設置が可能となった。

② 「車載写真レーザ測量」の新規追加（第 3 編第 3 章）

地形測量及び写真測量の方法として車載写真レーザ測量（従前のマニュアルにおける「移動計測車両による測量システム（MMS）」）を新規追加した。車載写真レーザ測量とは、車両に自車位置姿勢データ取得装置及び数値図化用データ取得装置を搭載した計測・解析システムを用いて道路及びその周辺の地形、地物等を測定し、取得したデータから数値図化機及び図形編集装置により数値地形図データを作成する作業のことで、作成する数値地形図データの地形情報レベルは、500 及び 1,000 を標準とする。

③ 多言語標記による図式の新規追加

地図における地名等の英語表記基準や外国人が直感的に理解しやすい地図記号について作業規定に新規追加した。

なお、付録及び別表は国土交通省の作業規程の準則を準用する。

3 岐阜県における作業規程の改正点

農林水産省測量作業規程に全面的に沿った内容に改正する。